

令和6年12月3日

嬉野市議会
議長 辻 浩一 様

議会運営委員会
委員長 梶原 睦也

議会運営委員会報告書

令和6年第3回嬉野市議会定例会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名 「各期の議会の会期日程等の議会運営に関する事項
及び議長の諮問に関する事項」

【調査内容Ⅰ】 予算審査特別委員会について

〔調査理由〕

嬉野市議会の議案審議は決算を除き委員会付託を省略し、本会議において審議をしている。一方、鹿島市議会では当初予算の審議は「新年度予算審査特別委員会」に付託し審議が行なわれている。市民から負託を受けた議会としてより審議が深まる委員会の在り方を学ぶために視察を行った。

〔調査日〕 令和6年7月3日(水) 10時～11時30分

〔調査場所〕 佐賀県鹿島市役所

〔対応者〕 鹿島市議会議長 徳村 博紀氏
鹿島市議会副議長 中村 和典氏
鹿島市議会事務局長 山口 徹也氏
鹿島市議会事務局長補佐 中島 圭太氏
鹿島市議会事務局主任 古賀 理氏

[調査内容]

鹿島市議会の構成は議会運営委員会、総務建設環境常任委員会、文教厚生産業常任委員会の2常任委員会と、新年度予算審査特別委員会他全4特別委員会から構成されている。その内、新年度予算審査特別委員会は議長・副議長を除く14名の委員で構成される。(議長・副議長はオブザーバー参加)

執行部の出席については市長・副市長並びに係長以上の職員で対応されており、審議方法については議員1人当たりの持ち時間、一般会計予算審議80分、特別会計予算審議80分、手上げ方式により行われ、項目別の制限はない。審議は全員協議会室において基本全議員で行われるため、全ての所管を細部にわたって議論することが可能になるとのことであった。

新年度予算審査特別委員会は年度当初の定例議会のみ行われ、以降の定例議会や臨時議会での開催はない。

本市においては決算を除き、議案については委員会付託を省略し、本会議場での審議を行う本会議中心主義を採用している。一方、鹿島市議会では委員会中心主義をとるものの、新年度予算審査特別委員会の取り組みなど興味深い審査の在り方が取り入れられており、とても興味深い視察研修となった。

【調査内容Ⅱ】 通年議会について

[調査理由]

2021年の自治法改正によって「通年の会期」を定めることが可能となったことを受け、通年議会を取り入れる自治体も増えてきた。通年議会導入によるメリット、デメリットを探るため通年議会を取り入れている大阪府四條畷市議会と大阪府大東市議会を視察した。

調査概要1

[調査日] 令和6年10月24日(木) 14時～15時30分

[調査場所] 大阪府四條畷市役所

[対応者] 四條畷市議会議長 森本 勉氏
四條畷市議会副議長 吉田 涼子氏
四條畷市議会事務局主任 中尾 恵子氏

[調査内容]

大阪府四條畷市は大阪府の東北部、奈良県との県境に位置する人口約53,500人の自然豊かで多くの歴史遺産に恵まれた歴史のある街である。

四條畷市議会は定数12人で議会運営委員会、議会だより編集委員会、総務建設常任委員会、教育福祉常任委員会、予算決算常任委員会で構成される。

〈四條畷市議会の通年議会〉

- ① 平成29年5月から「通年議会」を採用。
- ② 毎年、市長が議会を年1回召集する。
- ③ 会期は5月1日から翌年の4月30日までの1年間となる。
- ④ 会期中に開かれる議会には条例に定例日として規定している。
年5回（5月、6月、9月、12月、2月）の「定例議会」と必要に応じて開かれる「臨時議会」がある。
- ⑤ 条例で一年間の定例日を定め、臨時議会の予定日も定めている。
臨時議会は予定日通りに開催されるとは限らない。
- ⑥ 議事運営は会派代表者会議により決定される一面もあり、本市の議事運営とは大きく異なる。
- ⑦ 市長の専決事項については地方自治法180条1項の規定に基づくものは専決処分できる。特筆すべきは災害及び突発的な事故による緊急に必要な歳入歳出予算を補正することも専決処分できると定めている。
- ⑧ 一時不再議については同一会期中には提出できない。ただし、事情変更があったと議会運営委員会で認める場合においては、この限りではない。

調査概要2

[調査日] 令和6年10月25日（金）10時～11時30分

[調査場所] 大阪府大東市役所

[対応者] 大東市議会議長 酒井 一樹氏
大東市理事 品川 智寛氏
大東市議会事務局長 竹中 慎太郎氏
大東市議会事務局参事補佐 川邊 幸秀氏

[調査内容]

大阪府大東市は、大阪府の北河内地域に位置し、大阪と奈良を結ぶ交通の要所として栄えた人口約117,000人の都市である。

大東市議会は定数17人で議会運営委員会、街づくり常任委員会、未来づくり常任委員会、予算決算常任委員会、他3特別委員会で構成される。

〈大東市議会の通年議会〉

- ① 平成26年4月より通年議会が採用される。
- ② 議会の会期を約1年とし、その間は議会の判断で会議が開ける。
- ③ 条例で定例会の回数を年1回とする。
- ④ 通年議会の流れ
 - 開会議会
市長が議会を招集する。(告示3月25日)
会期の決定 (約358日)
 - 定例会(6月、9月、12月、3月)
従来の定例会とほぼ同じ
議長から全議員及び市長に再開の通知
 - 特別議会
従来の臨時議会とほぼ同じ
議長から全議員及び市長に再開の通知
- ⑤ 専決処分については地方自治法第179条第1項の規定による専決処分は、3月末の地方税法の改正による市税条例等の改正のみ専決処分できる。また、地方自治法第180条1項の規定による指定については従来通りである。

[委員会の意見]

鹿島市議会の新年度予算審査特別委員会のメリットについては「議案一体の原則」が確保されており、全議員が予算の全体感に立って議論できることである。

新年度の予算審議は全員協議会室で審議され、本会議場で委員長報告、そして採決への流れである。本市と違い予算審議が本会議場ではなく全員協議会室で行われ、審議方法も時間制限はあるが回数制限はないため、深い議論ができることは大きなメリットである。

一方、本市においては本会議場で審議が行われるため、慎重な質問並びに答弁が求められる。それにより現状に即した議論ができると考えられる。また、通告性を敷いているため、執行部はより具体的な答弁が可能となる。

ただ、本市では本会議場において議員の所管についての質問が出来ないため「議案一体の原則」から見れば今後の課題でもあるが、両市の予算審議の充実度に大き

な差異は感じられなかった。いずれにしても市民の負託に応えるためにはどのような議会運営の在り方がベストなのかを今後とも探っていく努力が必要である。

次に、大阪府四條畷市議会および大東市議会の視察調査から、通年議会とはどのような制度なのかを研鑽することができた。通年議会のメリットとしては議会側からの呼びかけで、臨時的な議会開催が可能となり行政対応の迅速化が図られることである。例えば、災害や緊急の補正予算が生じた場合、これまで専決処分されていたものが議会に諮ることで、より慎重な予算執行が可能となる。

また、会期を限定せず1年を通し委員会活動を行えるため、付託なしで継続的な政策の調査ができるようになり、議会の機能が強化され課題への対応力が向上すると考えられる。

一方、デメリットとしては従来のような明確な会期の区切りがなくなり、市民が議会活動や開会日を把握しづらくなる可能性があるため、広報活動や情報公開の充実が不可欠である。また、議会对応を優先するあまり、自然災害等の緊急時に行政が迅速な対応が出来ない事態も考えられ、市民の利益を損なう恐れもある。

このように、通年議会導入に多くの利点がある一方、運用に関しての課題も少なくない。各自治体に合わせた制度設計を行うことが重要である。

本市においては平成21年に議会基本条例を定め、全国に先駆けて議会改革を推進してきた。例えば、条例に定めた議会報告会、政策討論並びに政策提案、さらには、議員自ら作成する議会だよりなど他自治体をリードする議会活動を実行してきた。今後は、更にICTを活用した議会活動も喫緊の課題であり、議会運営委員会としては、今一度原点に立ち返り、今こそ議会基本条例で定めた議会改革を地道に進めていくことが、市民にとっての最大の利益になると考える。